主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人山川恵正作成提出にかかる控訴趣意書記載のとおりであるから、これをここに引用し、これに対し次のとおり判断する。

一、所論第一および第二について、

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 石井文治 判事 山田鷹之助 判事 渡辺達夫)